

～性暴力を、なくそう～

11月12日(土)～25日(金)は

# 「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

一人一人の個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、「男女が互いに尊重し合う意識」「暴力は許さない意識」をみんなが持ち、女性に対する暴力のない社会づくりを進めましょう。

◎問い合わせ 男女共同参画センター ☎23-2121



# 11月は 児童虐待防止推進月間



全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は増加傾向にあり、虐待により子どもの命が失われる痛ましい事件も後を絶ちません。児童虐待をなくすために、私たちにできることは何か、この機会に地域や家族で話し合ってみましょう。

◎問い合わせ こども課 ☎23-2684



## 児童虐待とは

子どもに対し、意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為や、「しつけ」と称して、子どもの身体や心を傷つける行為です。児童虐待は、次の4つに分類されます。

身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト (育児放棄・急慢)	性的虐待
殴る、蹴る、ヤケドを負わせる、戸外に閉め出すなど	言葉で脅す、無視する、兄弟間などで差別する、子どもの前で家族などに暴力をふるうなど	食事を与えない、不潔にする、家に閉じ込める、車内に放置する、医療を受けさせない、養育者以外の同居人などからの虐待を放置する	性的関係を強要する、性器や性交を見せる

## 本市の現状

令和3年度、本市に寄せられた新規児童家庭相談は221人で、そのうち虐待に関する相談が113人でした。内訳は、心理的虐待が49人と一番多く、次いで身体的虐待37人、ネグレクト27人、性的虐待が0人でした。



## あなたのしつけ、虐待かも

子どもに、生活習慣や社会のルールを教えることは大切なことです。しかし、養育者の期待を押しつけ、言葉で責め立てたり、暴力で従わせたりすることは、「しつけ」ではなく、「虐待」です。

虐待は、子どもの心に恐怖やトラウマとして残り、その成長・発達に悪影響を与えます。子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こす行為や、不快感を意図的にもたらす行為は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。

## 手をあげそうになった時には

子どもが言う事を聞かないなどで否定的な感情が生じたときは、背景に何があったか、子どもの立場や主張を振り返ってみましょう。

深呼吸して気持ちを落ち着けたり、ゆっくり6秒数えたりするなど、少しでもストレスの解消につながりそうな自分なりの工夫を見付け、子どもと向き合みましょう。

## 子育てに悩んだら

子育てに関する悩みや心配事がある時には、専門機関に相談してみましょう。ささいなことでも、誰かに話をすることで心が軽くなり、解決

暴力は、その対象の性別や加害者・被害者の間柄を問わず、どのような理由があっても決して許されるものではありません。しかしながら、現状は女性に対する暴力や人権への軽視が見受けられ、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっております。

## 女性の人権を侵害する「ゆるされない」行為

女性に対する暴力には、夫や交際相手、パートナーからの暴力(DV・ドメスティック・バイオレンス)、性犯罪・性暴力、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシャル・ハラスメントなどがあります。

これらの行為は、女性に恐怖心と不安を与え、活動を束縛し、自信を失わせるなど女性の人権を著しく侵害します。

## 本市の状況

昨年度、市の女性総合相談に寄せられた相談件数は715件。そのうちDVに関する相談が176件、ストーカー被害相談が1件、性的被害相談が2件、セクハラ・パワハラ相談が3件ありました。

また、18歳以上の市民を対象に行った男女共同参画社会に関するアンケートでは、DVを受けたことがあるとの回答数が244(女性203、男性36、その他5)ありました。

## 性犯罪・性暴力の特性

女性に対する暴力の中でも性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼします。

相手が望まない性的な行為は、どのような理由・相手でも性暴力です。性暴力は、性別や年齢に関わらず、身近な人や交際相手、配偶者から被害を受けることもあります。内閣府の資料には、加害者の7/8割が顔見知りであるとの調査結果もあります。

被害者が勇気を出して周囲に被害相談をしても、服装や行動をとがめられ、被害を誰にも話せなくなるというケースもあります。被害者は直接的な被害だけでなく、周囲からの傷つく言葉かけや、偏見・中傷などによって二次的被害を受けることもあります。

## 被害者は何も悪くはない

暴力をふるう人は「言うことを聞かないからだ」などとさまざまな理

の糸口を見付けられるかもしれません。

## 周囲の人の気付きで守られる命

近所の人などがあいさつや声をかけてくれるだけで、養育者の気持ちは軽くなることもあります。養育者や子どもを見かけたら温かい気持ちで見守ってください。

その中で、気になることがあったら、市や児童相談所などに連絡ください。匿名でも受理されます。

## 子育て・虐待に関する相談窓口

こども課 ☎23-2684	都城市保健センター ☎36-56661	東部保健センター(高城保健センター) ☎58-6800	西部保健センター(高崎福祉保健センター) ☎62-4411	宮崎県南部福祉こどもセンター(都城児童相談所) ☎22-4294	児童相談所全国共通ダイヤル ※無料 ☎189(いちばやく)	児童相談所専用ダイヤル ※無料 ☎0120-1891783	児童家庭支援センターゆうりん ☎45-2140
---------------	---------------------	-----------------------------	-------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------

由をあげますが、どのような理由であれ、暴力はふるう側に責任があり、許されるものではありません。暴力をふるわれていい人など一人もいません。

## 悩まないで、まずは相談

- 市女性総合相談 ☎23-7157
  - 宮崎県女性相談所 ☎0985-22-3858
  - 警察安全相談室 ☎0985-26-9110
  - 性暴力被害者支援センター「やぽーとねっと宮崎」 ☎0985-38-8300
- 性暴力に関するSNS相談窓口「Cure Time(キユアタイム)」  
※付きは、全て相談専用電話



## 女性に対する暴力をなくす運動

### パネル展を開催します

● 期間 11月14日(月)～25日(金)

### ● 場所

市役所1階  
ロビー市民  
サロン

